

平野区保健福祉センター妊婦等包括相談支援業務会計年度任用職員要綱

制定 令和8年3月12日

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、妊婦等包括相談支援業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用及び採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次のいずれにも該当する者から、論述試験、面接試験の内容を総合的に勘案して行う。

1. 母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師
2. パソコンの基本操作（Word、Excel等）を用いた文書作成やデータ整理ができ、事業評価や研究活動等に携わった経験がある者

(任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間は、1年以内とする。

- 2 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次の業務に従事するものとする。

1. 母子健康手帳交付時面接
2. 特定妊婦並びに要保護児童対策地域協議会の対象ケースである産婦等への家庭訪問
3. 母乳育児や性感染症、包括的性教育に関する健康講座・健康相談
4. 母子保健に関するデータ集計と資料作成 等

(勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

1. 勤務日数
1日7時間30分の勤務時間で週4日勤務
2. 勤務時間
午前9時00分～午後5時15分もしくは午前9時15分～午後5時30分
3. 休憩時間は45分間とする

(休日)

第6条 会計年度任用職員の休日は、次のとおりとする。

- ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる日を除く。）

エ 月曜日から金曜日のうち平野区役所地域保健担当課長（以下「課長」という。）が指定する 1 日

2 課長は、前条及び前項の規定にかかわらず、業務上臨時の必要がある場合には、所定の勤務時間以外の時間又は休日に勤務することを命ずることができる。

3 課長は、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

（報酬等）

第 7 条 会計年度任用職員の報酬等は、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱」に基づき支給する。

（その他）

第 8 条 その他必要な事項は、平野区長が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 12 日から施行する。